

東京都行政書士会北支部 慶弔規程

(趣旨)

第1条 東京都行政書士会北支部（以下「支部」という。）の慶弔に関する取扱いは、この規程の定めるところによる。

(慶祝)

第2条 個人支部会員（以下「支部会員」という。）が支部以外から表彰を受け、又は特別な榮譽に浴したときは、祝意を表し祝金若しくは記念品（以下「記念品等」という。）又はその両方を贈ることができる。

2 支部会員が、喜寿、傘寿、米寿、卒寿又は白寿に達したときは、長寿を祝し記念品等を贈ることができる。

(弔慰)

第3条 支部会員、その配偶者、父母及び子が死亡したときは、以下のとおりの弔慰金を贈る。

- ① 支部会員 1万円
- ② 配偶者、父母、子 5千円

2 前項の弔慰金のほか、供花若しくは弔電又はその両方を贈ることができる。

3 支部会員が死亡したときは、支部長又は支部長代理が葬儀に参列することができる。

(見舞金)

第4条 支部会員の傷病又は罹災に対する見舞金は、事情を勘案して贈ることができる。

(適用対象)

第5条 第2条（慶祝）、第3条（弔慰）及び第4条（見舞金等）は、支部会費の未納がない支部会員に適用する。

(その他の弔慰金又は見舞金等)

第6条 本会と密接な関係を有する者の死亡、傷病及び罹災に対する弔慰金又は見舞金等は、事情を勘案して支部長がこれを定める。

(理事会への報告)

第7条 支部長は、この規程に基づく支出について、理事会に報告する。

(附 則)

この規程は、令和4年8月1日から施行する。